

小屋裏物置等の取扱い

小屋裏や床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、以下の全てに該当するものについては、階とみなさないこととし、当該部分は床面積に算入しない。

- ①用途については、収納に限定されていること。
- ②1の階に存する小屋裏等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあつては各住戸単位で算定。）が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の1／2未満であること。なお、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の1／2未満であること。
- ③最高の内法高さが1.4m以下であること。なお、上下に連続するものにあつては、内法高さの合計が1.4m以下であること。
- ④階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、当該部分の直下の天井高さが2.1m以上であること。
- ⑤昇降する梯子等は固定式でないこと。
- ⑥開口部を設置する場合は、換気窓程度（0.3㎡以内）とすること。
- ⑦小屋裏物置等の出入りは横使いでないこと（ロフト状のものを除く。）

以 上